

第6章 第3次保存管理計画における保存管理の基本方針

(1) 新たな目標

第2次保存管理計画は昭和62年度に策定されたが、その後の20年余りの年月の中で、史跡の追加指定、公有化事業や整備事業の進展、管理事業の増大が生じ、また、周辺の交通網の変化や東北歴史博物館の開館、外郭南門の復元構想など特別史跡を取り巻く社会的環境も大きく変化した。これらの状況に対応するため、多賀城市教育委員会は平成23年度に第3次保存管理計画を策定し、新たな保存管理の方針を提示した。そこで示された新たな目標は以下の5項目である。

- ① 特別史跡の保護・継承と普及
- ② 地域に根ざした特別史跡の活用
- ③ 自然環境の積極的な活用
- ④ 官主導から市民との共働へ
- ⑤ まちづくりとの連携

また、周辺地域については以下を挙げている。

- ① 特別史跡と調和したまち並み形成
- ② 歴史環境と生活環境の調和
- ③ 来訪者への配慮
- ④ まち並み空間の装置化

さらに、市域・広域については以下を挙げている。

- ① 特別史跡の位置付けの明確化
- ② 地域間交流の推進

(2) 第3次保存管理計画における 保存管理の基本方針

① 構成要素ごとの保存管理の基本方針

保存管理計画の対象を遺跡と生活文化の2つの構成要素に分けて把握することとし、それぞれの保存管理の基本方針を示している。

<遺跡構成要素>

[多賀城に直接関連する歴史的構成要素で、時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの]

- ・遺構・遺物（多賀城碑を含む）、立地環境（丘陵地形）、自然環境（湿地域）ほか
- ・貴重な歴史遺産として、時代を超えて保護・継承を図る。

- ・調査研究の成果に基づき重点地区の整備活用を推進し、特別史跡の歴史的意義のさらなる理解と歴史的風致の維持向上を目指す。

<生活文化構成要素>

[主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの]

- ・宅地、農地・林地、宗教施設、公共公益施設
一般文化財（壺 碑 周辺の景観を含む）・保存樹木ほか
- ・遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、生活文化構成要素についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城附寺跡として持続的な保護・継承を図る。

② 地区区分と地区ごとの保存管理の 基本方針

保存管理の地区区分は基本的に第2次保存管理計画を継承しているが、遺跡構成要素の適切な保存管理のために一部を変更し、計画期間内（10年間を目途とする）に重点的に整備活用を推進するS重点遺構保存活用地区を時限的に設定した。

a. S重点遺構保存活用地区

政庁地区から南門地区にかけて特に重要な遺構が存在する地区で、第3次保存管理計画の設定期間内に、積極的に公有化及び整備活用を図る。

b. A遺構等保存活用地区

主に丘陵平坦部の遺構・遺物の遺存が明確な地区で、丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構の保存を前提として、発掘調査の成果に基づき、多賀城を構成した建物等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。なお、公有化や環境整備の進捗状況及び生活文化構成要素の遺存状況などにより、AⅠ遺構等保存活用地区と、AⅡ遺構等保存活用地区に細分した。

・AⅠ遺構等保存活用地区

既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる多賀城跡の東部地区で、S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。

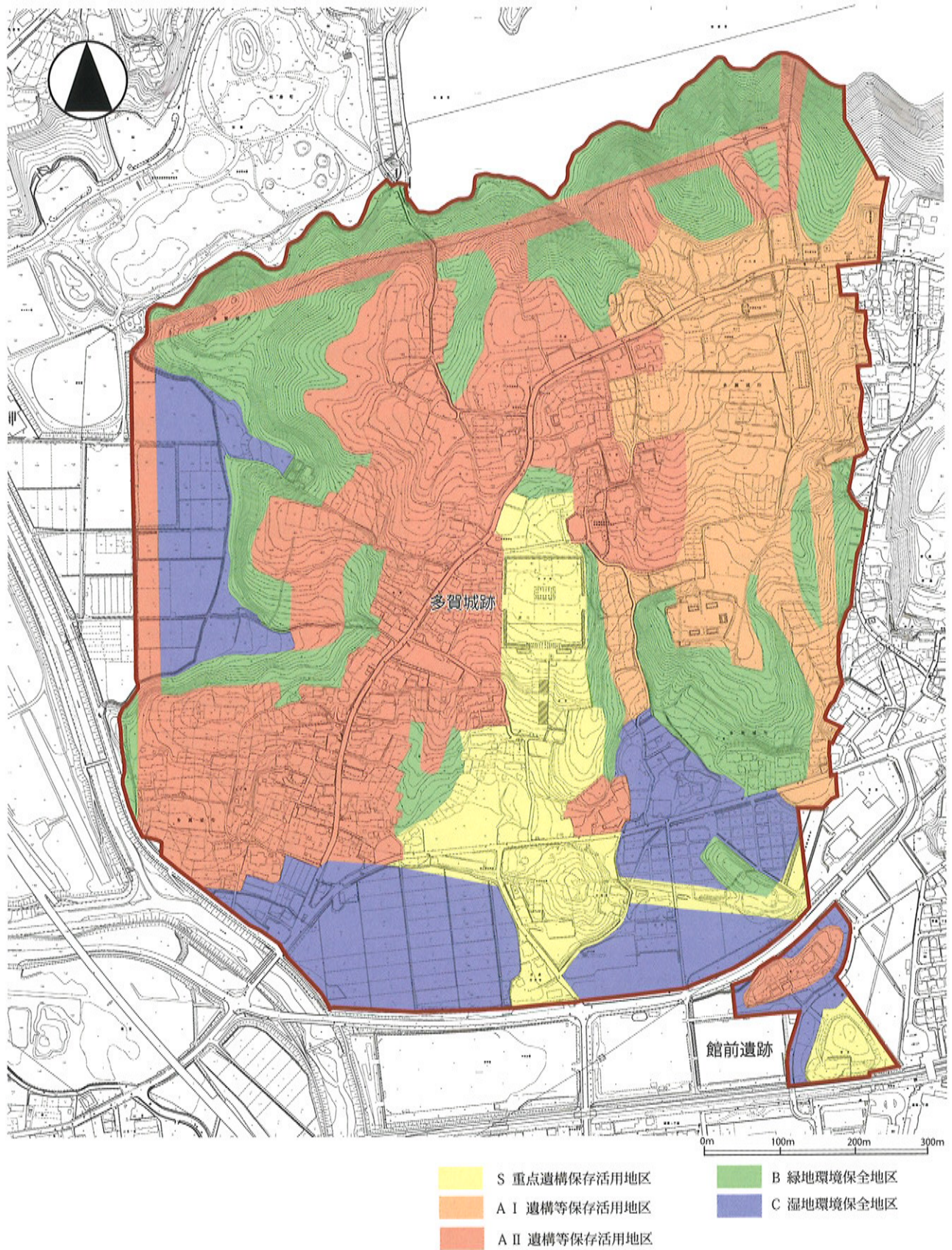
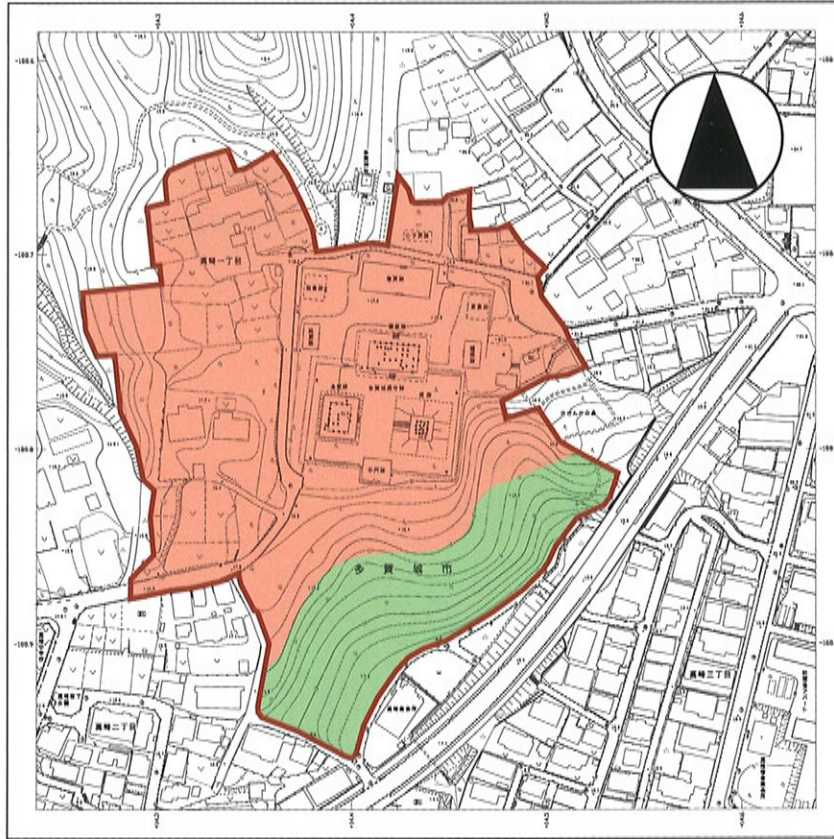


図 45 第 3 次保存管理計画地区区分 (1) (『特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画』より)

多賀城廃寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



A II 遺構等保存活用地区
 B 緑地環境保全地区

図46 第3次保存管理計画地区区分(2) (『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より)

・ A II 遺構等保存活用地区

多賀城跡のうち市川集落を含む西部地区、多賀城廃寺跡のうち丘陵斜面を除く地区、館前遺跡北側の丘陵、山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡で、遺跡構成要素の保存活用とともに、地域住民との共存・共営を図る。

c. B 緑地環境保全地区

遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す丘陵斜面

部で、多賀城機能時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。

d. C 湿地環境保全地区

遺跡の立地する丘陵周辺の湿地域を明瞭に示す地区で、多賀城機能時から遺る自然環境として湿地環境を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含

層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。

③ 各事業の基本方針

a. 土地公有化事業

第3次保存管理計画で時限的に設定するS重点遺構保存活用地区を対象に、保存管理の計画期間を目途に優先的、計画的に進めることとする。

また、A I遺構等保存活用地区についても、S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。

b. 発掘調査事業

年次計画に基づき計画的に実施する。年次計画については、S重点遺構保存活用地区に続く保存活用対象区域候補の検討にも配慮したものとする。

c. 整備活用事業

S重点遺構保存活用地区を主な対象に、計画期間内を目途に優先的かつ計画的に整備を実施する。また、A I遺構等保存活用地区の既整備地についても、S重点遺構保存活用地区との一体的活用にも十分に配慮したものとする。

d. 現状変更の取り扱い

特に宅地関連の現状変更について、地域住民との共存・共営の観点から遺跡構成要素の保存及び整備活用計画の推進に影響を及ぼさない範囲で緩和策を検討し、遺跡構成要素とともに生活文化構成要素の維持向上を図る。

また、第2次保存管理計画では触れていない農地・林地や一般文化財についても生活文化構成要素として位置付け、新たに現状変更許可の取扱い基準や関連継続事業の基本方針を定める。

e. 維持管理事業

既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。

公有化済既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素として効果的な修景を図る。

また、湿地域については多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園や

ビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。加えて木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。

一方、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。

項目 遺跡	地区区分		遺跡構成要素		備考
			多賀城に直接関連する構成要素		
			多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		① 政庁・南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区 ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目的に、積極的に公有化、整備活用を図る。		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設跡遺存地。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② S 重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。		
		A II 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。 ① 市川集落を含む西部地区。 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。		
B 緑地環境保全地区		① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。		多賀城の立地環境を示す低丘陵地形を形成する傾斜地（傾斜度がおよそ7%以上）現在は殆どの土地が既存の林地として多賀城跡の景観要素の一つになっている。傾斜地の保全に加え、植生は不明であるが多賀城当時も林地であったことが想定されることから、既存林地も含め、遺跡構成要素として位置づける。	
C 湿地環境保全地区		① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。		低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。	
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区		多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	遺跡構成要素である附属寺院の伽藍建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。
	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ		同A IIに同じ	
		C 湿地環境保全地区		多賀城跡Cに同じ	
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成2(1990)年に追加指定されている。

表6 地区区分の定義と保存管理の基本方針（『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より）

項目 遺跡	地区区分	保存管理関連継続事業			
		① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
		多賀城市	宮城県	宮城県 (多賀城市)	多賀城市
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。	当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。	既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。 公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた活用を進める。 また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。
	A 遺構等保存活用地区 A I 遺構等保存活用地区	S 重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。		S 重点遺構保存活用地区に続いて計画的に整備活用を図る。	
	A II 遺構等保存活用地区	遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申出があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。		必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	
B 緑地環境保全地区	必要に応じて発掘調査を行う。	公有化済土地の既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素としてA遺構等保存活用地区と一体的な修景を図る。 また、必要に応じ、里山体験学習等、積極的活用にも留意する。			
C 湿地環境保全地区	多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。 また、木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。				
麁寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区				
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A A II 遺構等保存活用地区				
	C 湿地環境保全地区				
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	建物遺構表示花壇の育成等、住民参加による維持管理を継続する。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	住宅地内の史跡公園として既に機能しており、公園的維持管理を継続して行うとともに、住民参加による維持管理の拡充を図る。

表 7 保存管理関連事業の基本方針（『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より）

第7章 整備基本計画

(1) 整備の目標

古代東北の政治的・軍事的中心であった多賀城跡つけたりてらあと附寺跡を、宮城県の歴史遺産の象徴として位置付け、確実な保存と継承を図り、来訪者がその歴史的価値と特性を理解できるとともに、緑豊かな自然環境を楽しみ得る空間を形成する。また、周辺のまちづくりと連携するとともに、市民と一体となった多様な活用を活発化することにより、地域が愛着と誇りを持ちうる歴史的資産を創出し、内外にその魅力を発信する。

(2) 整備の基本方針

上記の目標を達成するために、整備の基本方針を以下のとおりとする。

- ① 多賀城跡附寺跡の本質的価値を構成する遺構を、それらと一体となった地形とともに保護し継承を図る。
- ② 多賀城跡の歴史的価値と特性を示す遺構を整備し表現することにより、来訪者が学び楽しめる空間を創出する。
- ③ 古代多賀城の歴史的景観と、多賀城廃絶以降の歴史文化遺産がもたらす景観や緑豊かな自然環境が共存し、それらに親しみ憩える場を形成する。
- ④ 市民・県民が保護継承活動へ積極的に参加し、また多賀城跡を利用した様々な文化的活動が実施できる環境を整える。
- ⑤ 住民の生活・生業に関わる景観との共存・調和を図るとともに、周辺地域のまちづくりとも連携し、地域の活性化や良質な生活環境の形成に貢献する。
- ⑥ 地域の誇りとなる歴史遺産であるのみならず、東北地方を代表する歴史的観光資源となすことをめざす。

(3) 保存管理計画地区区分における各地区の保存活用の基本的な考え方

これまで特別史跡多賀城跡附寺跡では、第2次保存管理計画で設定した保存管理地区区分における各地区の方針に従って、当該地区の保存活用の基本的

な考え方を定め整備活用を図ってきた。

前章に記したとおり、平成23年度に第3次保存管理計画へ改訂された際、地区区分が一部変更されたため、本計画では、新たな保存管理計画で定めた地区区分における各地区の保存活用の基本的な考え方を以下のように定め、これに基づいて整備を行うこととする。

- ① S重点遺構保存活用地区は、多賀城跡の中軸部にあたり、古代多賀城の威容を示しうる特に重要な遺構が存在する地区であることから、遺構を確実に保護した上で、地区全体を最優先して総合的に整備し、積極的に活用を図る。そのために主要な遺構を復元的に表現するとともに、集中的に案内施設、解説施設、便益施設等の整備を行う。
- ② AⅠ遺構等保存活用地区は、多賀城跡の東半部にあたり、重要な遺構が存在することが確認または想定されている地区である。したがって、S重点遺構保存活用地区に準じて多賀城跡の歴史的意義を伝える地区ならびに公園的な利用に供する地区として、広く来訪者に開放していくこととし、遺構表示、園地、広場、サービス、便益施設等の整備を図る。
- ③ AⅡ遺構等保存活用地区は、主に多賀城跡の西半部にあたり、重要な遺構が存在することが確認または想定されている地区であり、AⅠ遺構等保存活用地区の保存活用の基本的な考え方に準ずる。また、当地区内で現在も人々の生活・生業が営まれている場所については、遺構の保存を確実に行った上で、生活文化構成要素の保存活用も図る。
- ④ B緑地環境保全地区は、主に多賀城跡の丘陵斜面部にあたり、低丘陵地形を明瞭に示す地区であることから、その地形の保全を図るとともに、緑地的な利用に供する地区として、既存緑地の保全に努め、必要に応じて植林、植生復原等の整備を図る。
- ⑤ C湿地環境保全地区は、主に丘陵周辺の湿地部にあたり、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区であることから、その湿地環境の保全を図るとともに、緑地的な利用に供する地区として、既存の水田等の保全や湿性植物の植栽などの整備を図る。

(4) 各地区の保存活用に関する整備方針

ここでは、前項の各地区における保存活用の基本的な考え方を踏まえ、各地区を特徴ある機能と景観とをもった一定の個性的歴史的環境のまとまりとして捉え、その整備方針を定める。なお、本計画で用いる地区名は、地形や、古代多賀城当時に推定される官衙配置等の遺構の特性、周辺景観などの復元像、さらには現在の整備活用の状況、将来的な利用の基本的な考え方などを考慮して区分した地区に名称を付したものである(図47)。具体的な整備手法等に係る方針は、各地区に共通する内容であることから、次項「(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針」に記す。

① S重点遺構保存活用地区

S重点遺構保存活用地区は、城外の南北大路から南門を経て政庁に至る多賀城跡の最も中枢な区域である。主にa. 政庁地区、b. 政庁南面地区、c. 南門地区、d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、f. 館前地区で構成される。このS重点遺構保存活用地区の基本的な考え方としては、最優先として短期的・中期的に整備を実施するとしていることから、以下の方針により、積極的な遺構表現と集中的な諸施設設置を行うこととする。

a. 政庁地区

これまでに発掘調査の最新成果を反映した遺構表示等の整備が完了している。政庁地区の北端部は、他の整備地区から比較的近い位置にあり、動線の中継できる場にあたるため、今後、公開・活用、管理運営のための整備を計ることとする。

b. 政庁南面地区

この地区では政庁南大路や城前官衙建物群等が確認されており、これらの遺構表示を行う。

また、地区南西部の鴻の池地区と通称されている湿地域では、土木遺構の調査検討を行うとともに、多賀城成立時の地形及び水質環境のための調査を行い、景観復元をめざす。

c. 南門地区

この地区では南門跡や築地塀跡、南北大路跡等が確認されており、これらの遺構を復元的に展示する。

その際には、名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の風致景観の維持に努め遺構整備との調和を図る。

また、地区の南端部を多賀城跡への導入拠点と位置付け、ガイダンス機能を整備し、来訪者の利便性向上を図るとともに、多賀城の南面に形成された古代都市の存在を紹介する場とする。

d. 南辺東地区、e. 南辺西地区

多賀城の南辺を区画する築地塀跡等の外郭区画施設に関連する遺構等が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、これらの地区ではS重点遺構保存活用地区に隣接してC湿地環境保全地区が設定されていることから、後述するように湿地環境を生かした整備も図ることとする。

f. 館前地区

この地区では城外に位置する国司館とみられる遺構群が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、JR国府多賀城駅からの導入口と位置付け、案内施設等の整備を行う。

② AI遺構等保存活用地区

AI遺構等保存活用地区は、政庁の東側に位置する丘陵を中心とする区域である。主にg. 作貫地区、h. 東門・大畑地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区から構成される。

AI遺構等保存活用地区には、これまで部分的に遺構表示等の整備を実施してきた地区と、整備に未着手の地区とがある。既整備地においては、遺構表示や諸施設の維持と充実を図ることとし、未整備地においては今後、計画的に遺構の表示等や案内・解説施設、便益施設等の整備を行うこととする。

g. 作貫地区

この地区では、丘陵頂部の平坦面で実施された発掘調査により実務官衙建物群が確認されており、既に遺構表示等の整備が実施されている。既設の諸施設は経年により劣化しているものもあるため、当初の整備目的と整備効果を検証し、必要に応じてこれらの更新等を図ることとする。

h. 東門・大畑地区

この地区は城内最大の実務官衙域であり、塩竈に想定される国府津からの入り口としても重要な役割を果たしていたと考えられ、導入口に位置付けるとともに、積極的に遺構を表示する地区とする。北半

部では、整然と配置された建物群の表示、築地塀跡の顕在化等による本格的な整備を実施し、外郭施設である築地塀とその内部にある官衙建物群を同時に観察できる状況をつくりだす。また、東門から西門

へと繋がる東西道路の表示を充実させ、これが城外と実務官衙及び実務官衙間を結ぶ機能を果たしていたことを示す。大畑地区南半部は、旧畑地である広大な開地の環境保全に努め、体験学習や様々なイベ

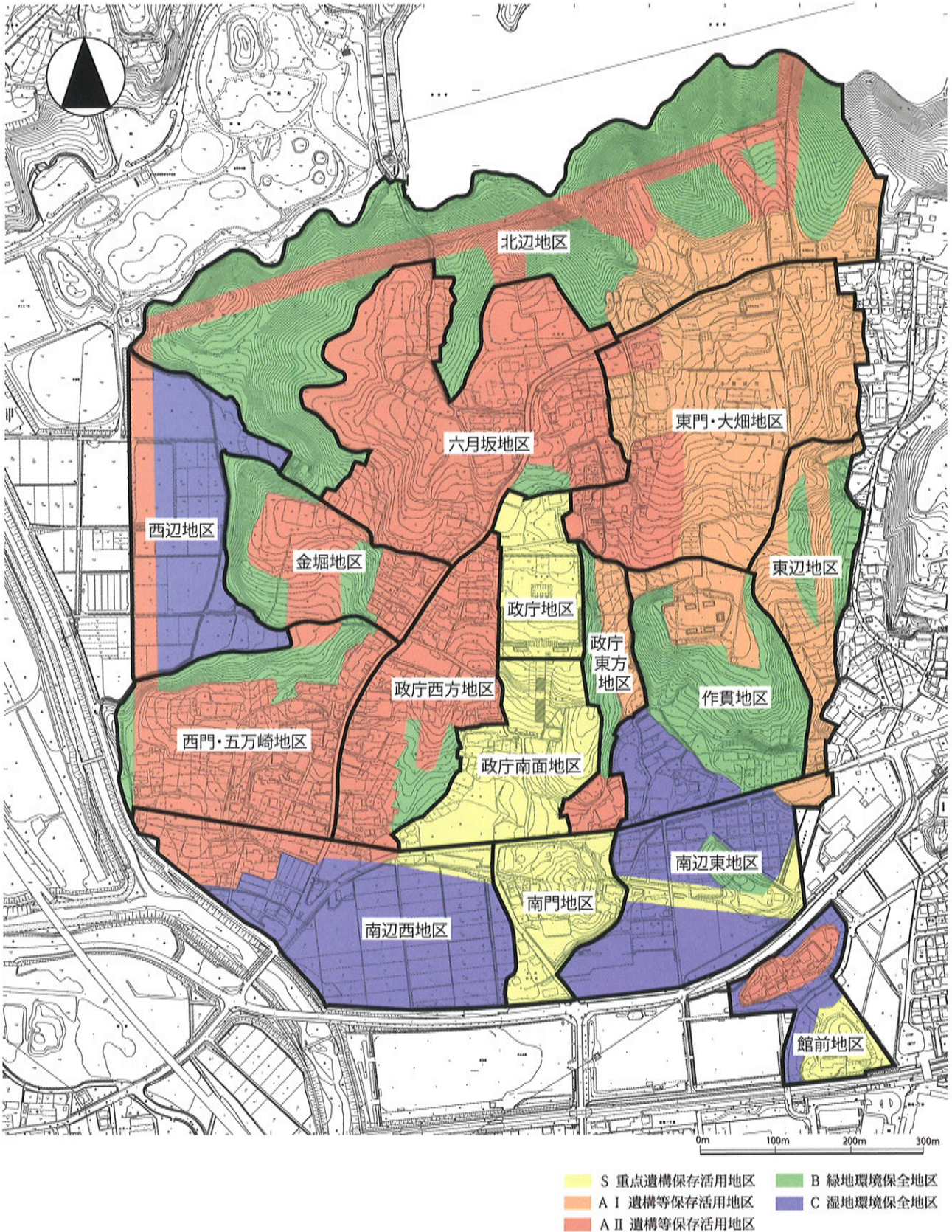


図 47 地区名称

ントを開催する場としても活用していく。

i. 東辺地区

この地区では多賀城の東辺を区画する築地塀跡等の外郭区画施設が確認されており、それらの構造や変遷等の解説をあわせた遺構表示を行う。また、外郭の南東隅や作貫地区と大畑地区をつなぐ動線上に位置することから、各種便益施設を配置する。

j. 政庁東方地区

この地区は政庁の東側の沢部にあたり、現在は畑地となっている。発掘調査も整備も未着手である。将来的には、計画的な発掘調査を実施しその成果に基づいて整備を行うこととする。

③ A II 遺構等保存活用地区

A II 遺構等保存活用地区は、多賀城跡の西半部に位置する丘陵を中心とする区域である。主に、

k. 六月坂地区、l. 政庁西方地区、m. 西門・五万崎地区、n. 金堀地区、o. 西辺地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区、r. 山王遺跡千刈田地区、s. 柏木遺跡地区から構成される。

このうち、k. 六月坂地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区、r. 山王遺跡千刈田地区、s. 柏木遺跡地区では既に整備事業が実施され、遺構表示や便益施設の設置等が行われている。これらの地区においては、既整備の維持と充実を図り、実務を

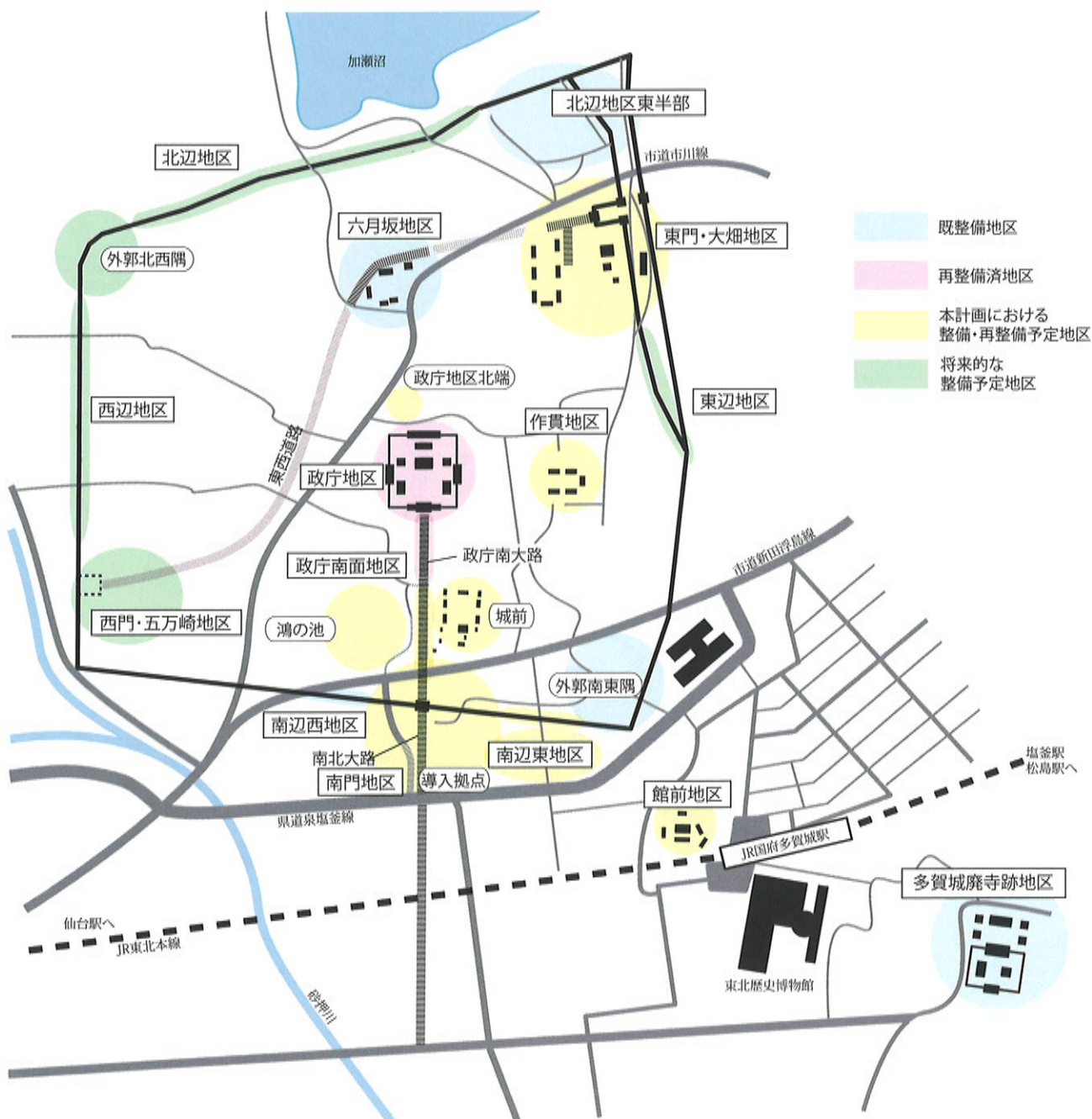


図 48 整備の全体構想

担った役所や付属寺院、官営製鉄所などが城内外に配置されていた多賀城の特性を示していく。

主に未整備地である l. 政庁西方地区、m. 西門・五万崎地区、n. 金堀地区には、旧塩竈街道沿いに市川集落のまち並みが存在する。A II 遺構等保存活用地区では住民生活との共存を保存管理の基本方針としていることから、今後も遺構の保存を確実に行った上で、集落景観の維持向上と整備地区との景観調和を目指す。

また、m. 西門・五万崎地区、o. 西辺地区、p. 北辺地区には、外郭線を構成する重要な遺構の存在が認められる上に、多賀城跡を西側もしくは北西側から眺望した際に最初に視野に入る位置にあるため、多賀城跡の存在を印象付け、またその広大さを表現するためにも外郭線を構成する遺構の表示等や園路の設定等の整備をめざすこととする。

④ B 緑地環境保全地区

B 緑地環境保全地区は、城内丘陵部の斜面地にあたり、d. 南辺東地区、g. 作貫地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区、k. 六月坂地区、m. 西門・五万崎地区、l. 政庁西方地区、n. 金堀地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区等の縁辺部で、低丘陵の地形とともに景観を構成する重要な要素となっている。したがって、これらは基本的に現状を維持することとし、公有化した緑地は整備の必要性に応じて修景していく。また、里山体験学習等の活用を検討する。

⑤ C 湿地環境保全地区

C 湿地環境保全地区は、多賀城跡の南端部および西端部に位置する d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、g. 作貫地区、o. 西辺地区の沢部分である。C 湿地環境保全地区の未公有地では、地下に遺存する木質遺構、木質遺物等の保存と景観維持のために、水田等の耕作の維持に努める。公有化した土地については、雨水の導水等によって湿地環境を維持する。あわせて、古代米栽培などの体験学習等、湿地環境を活かした活用を検討していく。特に d. 南辺東地区では、南辺築地堀跡の北側に既に整備されている多賀城跡あやめ園を今後も維持運営するとともに、築地堀跡の南側では新たに湿性園地を中心とした公園的整備を行うこととする。

(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針

ここでは、第5章でまとめた史跡の現況と整備活用上の課題を踏まえ、特別史跡多賀城跡附寺跡の保存活用に関する個別の整備方針を定める。これらは地区区分に関わらず特別史跡全体に共通するものである。

① 遺構と地形の保存に関する方針

a. 築地堀跡の保護

北辺や東辺北半のように地表に高まりとして表出している築地堀跡において、その上部や近接する場に高木が繁茂し樹根による損傷の恐れがある場合は、それらの樹木を間伐あるいは除伐して保護を図る。一部が削平を受けている場合や覆土が少ない場合には、必要に応じて適度な盛土による養生を行う。これらは築地堀跡の顕在化にも繋がるものである。

b. 礎石等の保存

多賀城廃寺跡地区、政庁地区、六月坂地区等において、発掘調査以前から露出していた建物跡の礎石や雨落溝は、保存を期して平面表示に取り込む形で露出展示してきた。これらには特段の損傷は認められないため、定期的に状況観察を行いつつ現状を継続し保存していく。

c. 多賀城碑の保存

露出展示を覆屋によって保護している現状を維持していく。

d. 湿地の保全

木質遺物・植物遺体を保存している湿地は、水田耕作の継続や、丘陵部からの雨水の導入、湿性植物の植栽等によって湿性環境の維持を図っていく。現在実施されている多賀城跡あやめ園の運営は、この目的のためにも開始されたものでもあり、今後も継続していく。

e. 浸食・崩落の予防

現在、丘陵斜面の多くは林地となって表土の流出が概ね防がれているが、浸食や斜面の崩落の恐れのある場所においては、適切な排水施設の設置等により遺構や地形の毀損を予防する措置をとる。

② 地形造成に関する方針

政庁南面地区や南門地区のように、遺構整備地において地形が改変されている場合には、発掘調査の

成果に基づいて盛土等によって旧地形を修復する。なお、かつての住宅建設等に伴う造成によって地形が改変されている場所で、表示すべき重要な遺構が存在しない場合は、立地条件等を考慮した上で見学者の便益に供する施設等の用地とすることも検討する。

③ 排水処理に関する方針

整備の際に地形修復を行う場所では、古代の排水経路を考慮するとともに現況の排水経路を利用することを基本とし、効果的な排水処理を行う。

雨量が多い際に雨水が道路や住宅地に溢れ出すことがある区域、あるいは既存の排水路が素掘りで流路の下刻によって周囲の浸食を招きかねない場所等では、必要に応じて排水施設の改善を図る。

雨水の排水先は、多賀城跡においては現況通り周囲の低地とするが、南側ではC湿地環境保全地区に遊水池としての機能を持たせ、最終的には県道泉塩釜線の側溝に導水することとする。

④ 遺構の表現に関する方針

a. 遺構面の保護

整備にあたっては遺構面の保護を前提とし、復元・表示の際には盛土を行い養生する。盛土の規模は現状の地形が大きく変わらない範囲に留める。なお、既に礎石の露出展示を行っている建物跡においても、基壇面には盛土を行ってある。

b. 正確な表現

遺構表現は、発掘調査等の調査研究成果による客観的で正確な情報に基づいて行う。

c. 表現する遺構

多賀城跡の特性、すなわち行政機能、軍事機能及び広大さを象徴する重要な遺構・遺構群を中心に表現し、多賀城跡の歴史的景観を体感し理解しうる場を創出する。同種の機能・性格を持つ遺構（群）が複数認められる場合には、来訪者への視覚的効果が高い場所を優先して整備する。

d. 表現時期

整備対象とする時期は、地区あるいは区域を単位として、その場が果たした機能・性格を最も象徴的に示す遺構群の時期とする。また、これと異なる時期の遺構であっても、特に重要な遺構は表示を行う場合があるが、見学者に混乱を与えないようその手

法を工夫する。

e. 表現の方法

S重点遺構保存活用地区の重要遺構の一つである南門とこれに取り付く築地塀は復元展示とし、他は当面の間その位置と規模・構造を平面的あるいは立体的に表示していく。

南門は多賀城を取り囲み防御する外郭施設に取り付く正門であるため、これを古代の規模・構造で原位置に再現することにより、威容を表す象徴的施設として歴史的景観の中心的存在となし、見学者がそれを直接的に体感できるものとなしうる。また、城外の南・西・東方向から眺望した際に最初に目につくものとなり、史跡の存在をアピールする機能も十分に果たしうる。したがって、多賀城跡にあつては復元展示を行う遺構として最もふさわしいと考えられる。

建物跡や道路跡等の表示にあたっては、これまでの事業の中でいくつかの手法を試みてきたが、今後、遺構の特徴をわかりやすく伝えるための表現方法の研究を行うとともに、可能な限り統一性を持たせていく。また、園路との峻別、整備後の耐久性、メンテナンス効率をも考慮した方法を探る。

築地塀跡は、顕在化させることにより多賀城跡の広大さと防御性を実感しうる場所において立体的な表現を行っていく。表現方法は、復元される南門に取り付く部分では復元展示とし、これ以外の場所、特に南辺東半・東辺北半等においては、遺構の保存を前提として盛土整形あるいは樹木の列植等の手法を採用する。

f. 劣化した遺構展示・表示の修理、再整備

六月坂地区、東門・大畑地区のように、整備した遺構表示等が劣化しているものについては、当初の整備目的と現状を整理した上で新たな方針を検討し、修理あるいは再整備を適宜行う。

覆屋をかけて露出展示してきた作貫地区の中世の空堀は、地下水の浸透によって凍結融解等を繰り返して、樹脂によって固化した遺構の表面に劣化が生じている。今後も地下水の浸透を避けることが難しいため、再度遺構の表面処理を行った場合でも同様な状況が生じると予測される。露出展示は、空堀の立体感と地中への繋がりを伝える役割を果たしてきた

が、丘陵縁辺に残る窪みもそれをある程度は伝え得るものであることから、遺構の保護のために今後埋め戻しを行い、説明板を設置する等の対応を行うこととする。

本計画ではS重点遺構整備活用地区の整備が優先されるため、これらへの本格的な対応には時間が必要であるが、劣化の程度が激しいものについては応急的な措置も検討する。

⑤ 景観保全に関する方針

a. 植栽による修景

整備地の空間的調和を図り、来訪者に快適な散策空間と緑陰を提供するために適切な植栽を行う。また、整備地と市川集落等の生活文化構成要素との景観調和あるいはプライバシーの保護のためにも植栽を利用する。

今後の整備にあたっては、全体として古代の植生の雰囲気伝えることをめざしつつ、植栽を行う場ごとに持たせるべき役割を定め、それに適した種・密度等を検討していく。これには、開花・紅葉・結実の特徴や樹高・樹形といった外観上の特徴を十分に考慮する必要がある。これらについては、緑化修景計画として今後具体的な計画を検討していくこととする。

多賀城跡の古代の植生変遷は、花粉分析と出土木材の樹種同定により、以下のように復元される。丘陵上には元来コナラ・イヌブナ・イヌシデ等の暖温帯性落葉広葉樹林が分布していたが、多賀城の創建以降に伐採が進み、木本が減少するとともに陽地性の草本植生がひろがり、またアカマツ二次林も形成された。低地にはハンノキの湿地林が形成されていたが、これも開発により減少していった。したがって、樹木の植栽にあたっては、当時の植生に近似させるよう、分析結果を踏まえて東北地方在来のものを選択し、外国産種及び当時に存在が想定できない園芸種あるいは園芸品種は特別な理由がない限り避けるものとする。また、将来樹根が遺構面に悪影響を与えないよう植栽位置と樹種に注意する。

盛土を行った整備地の地表面には、土砂の流出を防ぐとともに修景上からも日本芝等の在来の地被植物を植栽することとする。

花卉類についても、整備地ほかのオープンスペー

ス、導入拠点周辺、連絡園路沿い等において適切な場を設定して植栽し、来訪者の目を楽しませるよう努める。歴史的環境の創出をめざす重要な区域における植栽種は、万葉植物等の中から東北地方の在来種を選定するものとし、園芸品種を避け、できるだけ原種に近いものを選択する。

b. 既存緑地の維持・修景

B緑地環境保全地区等に存在する既存の林地は、この地の景観を長く形作ってきたものであるため、これらを維持・修景し利用していくことを基本とするが、史跡の中核部分を中心に、古代の植生にできるだけ近づけるよう改良・管理を行うことが望ましい。

公有化した林地においては、従来通り危険木・枯損木の除伐を行うとともに、密生部の間伐・灌木の伐採等を行い修景を図る。その際には、貴重な植物や鳥獣類の生育・生息環境の維持に配慮する。

民有林においては、所有者の協力を得て整備地との境界・園路沿いを中心に枝払い・下草刈り等を行い、散策の快適性を確保していく。

林地の多くは丘陵斜面にあり、丘陵ごとにまとまって存在する官衙を区切る役割も果たしている。しかし斜面にはスギ人工林も多い。古代の当地域の植生にスギは稀であり、現在の林地は当時の植生の雰囲気を伝えるものではない。しかし一方で、スギは主に戦後に木材生産のために周辺住民によって植林されたものであり、当時の生業を物語る生活文化構成要素と見ることもできる。また、これらには民有林も多く、一斉に伐採し他の樹種に替えることは現実的には困難である。したがって、スギ林については、整備地の周囲や園路沿いを中心に間伐・枝払い・下草刈り等の人工林としての育林・管理を行うことによって林間を明るくし、散策が快適にできるよう修景していくとともに、時間をかけながらも様々な機会を捉えてモミや落葉広葉樹を中心とした自然的植生に変えていくことを検討する。

多賀城市指定の保存樹や古木は、長い間地域の住民によって守られてきたものであり、周辺の景観の核となっている。したがって、これらは今後とも適切に維持管理していく。

c. 歴史文化遺産の保全と景観の向上

名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」をはじめ、神社・小祠、^{しょうし}板碑・^{いたび}石碑等の歴史文化遺産は、それらが形成された歴史的経緯を尊重して現地で保存することを原則とし、それぞれの景観面での向上を図る。ただし、多賀城跡の重要な遺構の表示区域に所在する場合には、住民や関係団体と協議した上で適切な場所へ移設する。

d. 旧塩竈街道沿いの集落景観の維持・向上

共存・共営をめざす旧塩竈街道沿いの市川集落においては、住民の協力を得て沿道にある宅地外構や公共施設（電柱・交通標識・街路灯等）の景観向上を図る。これは「多賀城市歴史的風致向上計画」における事業として位置付けられているものである。また、集落内の畑や水田の耕作を継続してもらうことにより、農村としての景観維持をめざす。公有化した耕作地の活用も有効である。

e. 眺望景観の確保とビューポイントの設定

S重点遺構保存活用地区の整備が完成すると、この区域を広く見渡すことができるビューポイントが形成される。

まず、県道泉塩釜線で南北大路の西側 100m～200m ほどの範囲からは、復元された南門と築地塀を始め、南北大路から政庁を広く眺望することができることとなる。指定地外の車道や歩道を通行する人々に、多賀城跡をアピールできるきわめて重要な景観である。S重点遺構保存活用地区の地形修復・緑化修景にあたっては、この眺望景観の確保を十分意識して実施することとする。なお、県道泉塩釜線からは南辺築地塀跡の東半部も見ることができ、これをさらに顕在化することによって多賀城跡の広大さが理解しやすくなる。JR 東北線の車窓からもほぼ同様な眺望を期待することができる。

S重点遺構保存活用地区の中軸部を眺望するには、南門を見上げる南北大路上、あるいは南門を入ったすぐ北側、すなわち多賀城碑の西側が好適なビューポイントとなる。南北大路から見上げると、正面に南門が、その左右に築地塀が見え、多賀城の威容が印象づけられる。南門の北側には、西から築地塀跡、通称鴻の池地区の湿地、政庁南大路と政庁南端部、城前官衙建物群、多賀城碑（壺碑）がパノラマのように広がる。したがって、これらのビュー

ポイントから視界に入る範囲においては、特に眺望景観の確保に留意した修景に努めることとする。

政庁南門跡も南方向を眺望できるビューポイントと位置づけることができる。復元された南門を始め、政庁南大路ほかの整備された歴史的景観を眼下に見ることができるとともに、遠くには近代的建造物が存在しているとは言え仙台平野を一望でき、多賀城の立地特性を感じ取ることができるポイントとなる。

休憩施設として設置してきた^{あずまや}四阿は、多くが周囲への眺望がきく小高い場所を選んでいる。たとえば、南門地区の四阿からは南門跡と南辺築地塀跡が、北辺地区の四阿からは大畑地区の整備状況が、南辺東地区の^{すずめやま}雀山からは南・西・東方向の展望ができる。作貫地区南東側の展望所も南辺築地塀跡やあやめ園の展望を目的としている。しかし、これらの中には成長した樹木が眺望を阻害している所があるため、これらを間伐や整枝・剪定することによって眺望景観を確保していく。

⑥ 導入口と動線に関する方針

a. 導入口

主要な導入口は、古代多賀城への正規な入口を継承し、中心的施設の威容を実感できる南門地区の南端部に設定し、これを導入拠点と位置づける。ここは多賀城跡に近接する主要道が交差する地点でもあり、自動車でも最もアクセスしやすい場所である。また、平成 28 年春に予定されている三陸自動車道多賀城インターチェンジが供用され、さらに国道 45 号線から城南地区の住宅地へ清水沢多賀城線が繋がった場合には、遠方からの来訪者にとっても最もわかりやすい場所となろう。JR 東北本線国府多賀城駅・陸前山王駅や東北歴史博物館から徒歩で来訪する場合にも、目に付きやすく比較的短距離の位置にある。また、城南土地区画整理事業地内の南北大路跡上に整備された歩行者専用道路「市道政庁大路線」や、中央公園に復元された南北大路という主要動線上にも位置している。このような好条件を備えた導入拠点に、ガイダンス施設ほかの公開活用施設を集中的に整備し、来訪者の便宜を図ることとする。

その他の導入口としては、東門・大畑地区、南辺東地区、館前地区、多賀城廃寺跡地区、六月坂地区

の北側があり、基本的にこれらの場所には連絡園路・誘導標識・説明板等を整備し維持していく。東門・大畑地区は塩竈方面から、南辺東地区と館前地区・多賀城廃寺跡地区は主に多賀城市内と国府多賀城駅から、六月坂地区は加瀬沼公園からのものである。将来整備が進行した場合には西門・五万崎地区にも

設定することとなる。

多賀城跡への来訪者には、東北歴史博物館や多賀城市埋蔵文化財調査センター企画展示室に最初に来館し、多賀城跡の概要や出土遺物を理解した上で史跡を訪れる人も多い。これらの来訪者に対しては、両館が展示施設としてだけでなく史跡への誘導拠点

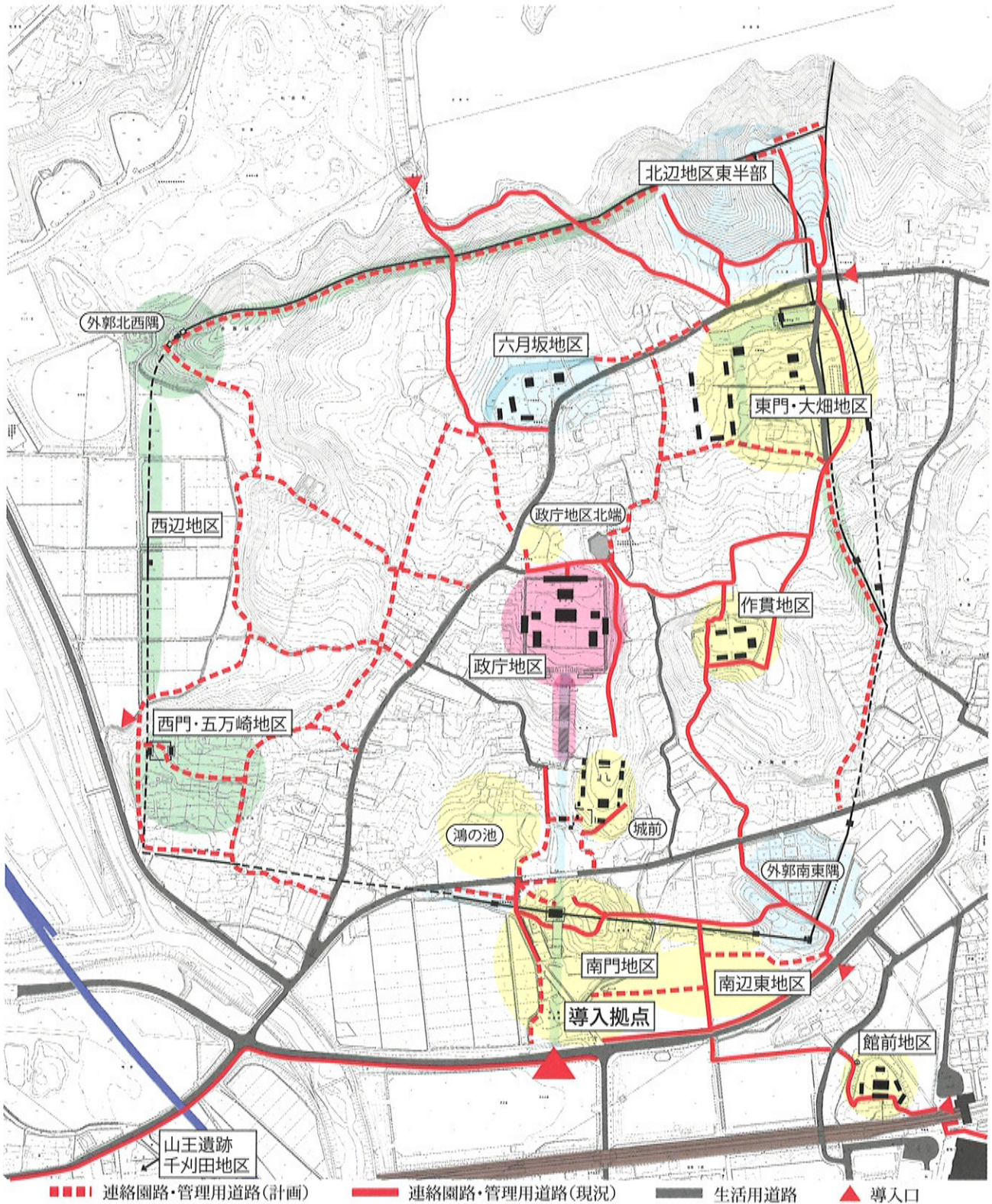


図 49 導入口と動線計画

政庁地区の北東にある多賀城跡管理事務所は、日常的な史跡の巡回・清掃のための事務所、倉庫として使用しているもので、今後も継続使用していく。

多賀城跡寺跡地区にある施設は管理運営・情報の発信のために設置されたものであるが、老朽化が著しいことから、ガイダンス機能を付加した管理施設として改修を検討していく。

<管理用道路>

管理用道路には生活用道路と兼用したものがあり、一方で整備地に車両が入ることができない箇所もある。効率的かつ安全な維持管理のためにも、今後の整備においては管理用道路の確保を図っていくこととする。

<防犯灯・照明施設など>

防犯・防災上、夜間の安全確保の必要がある場所においては、照明施設の設置を検討する。

復元される南門には、防災・防犯・消火器・電気設備等を整備し、管理に万全を期すとともに、周囲からよく見える場所であることから、情報発信を積極的に行うためにも夜間のライトアップのための照明設備を整備する。

⑧ 公開活用に関する方針

a. 積極的な情報発信

<ホームページ、パンフレット・案内マップ等>

これらの方法による情報発信は、従来も関係する機関・団体によって積極的に実施されてきた。今後もこれを継続するとともに、その内容には常に新情報を盛り込んでいく。そのために、宮城県文化財保護課・多賀城跡調査研究所・多賀城市教育委員会による発掘調査成果や整備の進行状況を多賀城跡連絡協議会を通じて共有し、関係機関・団体へ提供していく。案内パンフレットや見学マップの製作にあたっては、その内容等について十分な連絡調整をとるとともに、順次多言語化も図っていく。また、今後の整備事業計画の情報を発信し、将来の多賀城跡の姿を県民に伝えていくことも重要である。

<学校・子供向けの情報発信>

出前講座や史跡案内によって、郷土の重要な歴史遺産である多賀城跡の紹介を積極的に続けるとともに、遠足・修学旅行の対象地としてより多くの学校が訪問してもらえるよう広く呼びかけていく。

<展示>

東北歴史博物館・多賀城市埋蔵文化財調査センターにおける展示においても、新資料の積極的な紹介に努める。常設展にあつては、まとまった展示替えを頻繁に行うことは困難であるため、同種遺物の差し替えや新資料のトピック的な展示等を行っていく。また、多賀城跡の歴史的意義や特質をわかりやすく伝えられる特別展を、南門復元など整備事業の進行にあわせ様々な機会を捉えて開催していく。

<発掘調査現場における説明>

発掘調査の現場は、いわば生の情報を伝えられる絶好の場である。調査地の状況によって、広く日常的に公開することが困難な場合も多いが、調査の目的や状況を伝えるパネルの設置等を実施し、可能な範囲で公開していく。成果がまとまった段階での現地説明会も従来通り実施していく。

b. 史跡案内

<ボランティアによる史跡案内>

これまでも活発に行われており、会員からは郷土の歴史遺産を誇りとして多くの人に伝えたいという思いを伝えられている。今後も継続してもらえよう、団体相互の連携や新情報の提供等の支援を行っていく。また、解説の内容に関しての共同研修会の実施や外国からの来訪者への対応も検討していく。

来訪者が現地で解説ボランティアの存在を知り、活動が効果的に進められるよう、史跡の導入口に設置するガイダンス施設に活動拠点を設ける。

<東北歴史博物館「多賀城跡史跡めぐり」>

月2回の定例的な実施とともに、季節の花を見ながらのハイキングを兼ねた新たな企画等も継続していく。

<「歴なび多賀城」の活用>

「歴なび多賀城」は、スマートフォンやタブレットを用いて現地でCGや解説を提供するものである。これは現地における解説手法としてきわめて優れたものであり、今後も広報に努め、説明板等の設置と連携させながら利用の促進を図っていく。

c. 関連機関による事業の展開

S重点遺構保存活用地区等、整備によって造られた歴史的景観を活用し、古代多賀城を理解してもらうための歴史体験やイベントを行っていく。たとえ

ば、政庁で行われた儀式を再現し体験するもの、古代多賀城の経営や機能と関わりがあった地域と連携したイベント等が考えられる。

さらに、市民と史跡を結びつけ、史跡を憩いと交流の場としてもらうために、伝統芸能や伝統行事ほかの様々な文化的事業、地域の活性化につながるイベント等を市民団体とともに開催していく。また、大人も子供も一緒に楽しめるイベントを企画し、子供達が地域の人々との交流を通じて、地域の歴史・文化・知恵を学べる機会をつくっていく。

一般向けの講座・研修会、学校への出前講座、現地での説明会・体験学習等の活動も、関連機関で役割を分担しつつ従来通り積極的に実施していく。

また、多賀城跡あやめ園の運営、史都多賀城万葉まつり、アラハバキの灯^{ともしび}といった事業が活発に行われてきており、今後の事業の継続にあたっても協力しあっていく。

d. 地域や市民団体による文化的事業の活発化

市民あるいはNPOほかの各種団体との対話の場を設け、これまで開催されてきたイベントに加え、さまざまな事業の実施を呼びかけ、これと積極的に協働し交流の場を提供していく。

e. バリアフリーへの対応

多賀城跡は起伏に富んだ丘陵地に立地し、政庁のほか実務官衙が丘陵頂部や台地上に独立的に存在するため、総体的にはバリアフリーの実現は困難な状況にある。しかし、整備地個々の地形の状況と導入口・連絡園路との関係によっては、一定の範囲での対応が可能となる地区もある。したがって、バリアフリーへの対応は地区を単位としてその採否を判断していくこととする。

特別史跡内において、車イスでの入場と内部での一部の通行が可能となる配慮をしてきたのは柏木遺跡地区のみである。他にそれを実現できる可能性がある地区として、東門・大畑、作貫、六月坂地区がある。今後、昇降場の設置や遊歩園路の勾配の緩傾斜化、幅員の確保等の対応を図っていく。政庁地区は北殿からの進入は介助があれば可能ではあるが、内部の車イス通行は困難である。南門地区は、南北大路から南門への通行は困難となろうが、北側から南門へは可能となるよう園路の設置に配慮する。

トイレは、現在多賀城廃寺跡地区と東門・大畑地区のもののみ車イス対応としてあるが、今後、南門地区の導入拠点及び政庁地区北端部に設置するものはユニバーサルデザインとする。

⑨ 周辺地域の環境保全及び関連文化財等との有機的な整備活用に関する方針

多賀城市が策定した「多賀城市歴史的風致維持向上計画」においては、「古代多賀城に見る歴史的風致」、「塩竈街道^{しおがま}に見る歴史的風致」、「農村集落に見る歴史的風致」、「貞山運河^{ていざん}に見る歴史的風致」に係わる区域を重点区域とし、その歴史的風致を維持向上させるとともに、これらを一体的に活用しまちづくりを推進するための施策を重点的に実施することとしている。重点区域は、特別史跡多賀城跡附寺跡を核として、「末の松山」等の歌枕の地とその周辺地区、多賀城跡南面の市川橋遺跡、旧塩竈街道沿いの集落^{すなわし}、砂押川、貞山運河等の約327haの範囲とされ、指定文化財をはじめ様々な歴史文化遺産を包括している。

施策としては、多賀城南門復元をはじめとする特別史跡内の整備のほか、指定地外における南北大路の復元的表示と「大路広場」の整備（平成26年度完成）、歌枕の地周辺の景観整備、歴史的風致を形成する建造物（板倉等）の調査と保存活用、旧塩竈街道沿いの修景整備、これらの歴史文化遺産を繋ぐルート「歴史の道」の整備、説明板等のサインの設置、文化財の保護普及事業の推進等、多くの事業が計画されている。

さらに、多賀城市は平成23年4月に景観行政団体に移行し、以降景観計画の策定に取り組み、市民との協働により平成26年度にこれを策定した。計画では、市の個性を特徴づける歴史・文化・自然資源を活かした魅力的な景観形成をめざすため、歴史的風致維持向上計画の重点区域に多賀城駅周辺の中心市街地を加えて「景観重点区域」を設定している。「景観重点区域」では、区域ごとに景観整備の方針を定め、住宅や屋外広告物など建築物の意匠・色彩・高さ、土地開発時の植栽や擁壁の規模・意匠等に基準を設け、届出行為を定めることとしている。

⑩ 整備事業に必要となる調査に関する方針

発掘調査は、S重点遺構保存活用地区のほか、今

後の整備のために追加調査が必要な箇所について優先的に実施する。その調査は整備データを得るための限定的な規模とする。多賀城跡調査研究所では、平成21年度に開始した発掘調査第9次5ヶ年計画より外郭施設のデータ収集を目的に調査を継続している。平成26年度からの第10次5ヶ年計画では、南門と南辺の詳細調査のほか、西辺と外郭西北隅における区画施設や付属施設の状況把握を行う予定としている。これらの調査は、将来的な多賀城跡の西側部分の整備をめざしたものであると同時に、多賀城跡の価値をより高めるために、未調査地の性格・機能をより明らかにすることを目的としている。

発掘調査のほか、整備のために必要となる各種の調査の実施も検討する。

⑪ 維持管理に関する方針

a. 日常的維持管理

史跡・整備地の保全と景観の維持向上のため、管理団体である多賀城市が、これまでと同様に監視・見回り・清掃等の日常的管理を実施するとともに、応急的かつ小規模な修繕を実施する。既整備地については、遺跡構成要素の明確化と来訪者の利便に配慮し、公園的管理を実施する。未整備公有地については、除草・花卉の植栽等を住民の協力を得て実施し、景観向上に向け効果的な維持管理を実施していく。

b. 大規模修復等

劣化が進行している整備箇所については、定期的な点検の実施とともに修復計画を作成し、多賀城市と宮城県が締結した覚書に基づき改善を図っていく。

c. 地域の協力による維持管理

地域住民の維持管理事業への参画は、地域の文化遺産保護への啓発にも繋がることから、これまでも実施してきたように未整備公有地での除草や花卉の栽培、体験学習に伴う景観の保全・整備地の維持等について、地元団体、NPO団体、ボランティア・学校などと協力しながら進めていく。

d. 安全の確保

指定地内には、生活用道路だけではなく、交通量の多い市道も存在する。来訪者が安全に散策できるよう、車両の低速走行を促す道路の工夫や安全走行の呼びかけ等をするるとともに、公有地（整備地）と

車道の境に柵などの設置を検討する。

(6) 実施計画（第二期長期基本計画の改定）

ここに示す実施計画は、第3次保存管理計画及び本章で示した保存活用の基本的な考え方と整備方針に基づき、S重点遺構保存活用地区、AⅠ遺構等保存活用地区、C湿地環境保全地区（南辺東地区）の整備計画を定め、第二期長期基本計画後半の実実施計画を改訂するものである。

① 事業計画

a. S重点遺構保存活用地区

S重点遺構保存活用地区の中核部である政庁は、奈良時代の第Ⅱ期に最も機能性と荘厳性を備えている。これまでの政庁跡と南大路跡の整備にあたっては、来訪者に多賀城跡の歴史的価値と特性を実感してもらえよう、表現時期はこの第Ⅱ期を基本としてきた。したがって、今後のS重点遺構保存活用地区全体の整備にあたっては、来訪者の理解に混乱をもたらないよう、これまでの方針を引き継ぎ遺構の表現時期は第Ⅱ期に統一することとする。ただし、城外の館前地区においては、国司館と考えられる建物群が現れる時期が平安時代の第Ⅲ期であるため、この時期を表現時期とする。

<政庁地区>

- ・ 正殿・政庁南門の表示修復
 - ：東日本大震災によって生じた上面の舗装の亀裂を、平成24・25年度に災害復旧事業として修復した。
- ・ 脇殿・楼・後殿・北殿の追加表示
 - ：平成22～26年度に実施した。
- ・ 南側平坦面の再整備
 - ：Ⅱ期の南門前殿の有無を再検討した上で、盛土表示の撤去と南側平坦面の再整形を検討する。
- ・ 築地塀の修復
 - ：平成20・21年度に実施した。
- ・ 政庁内園路の再整備
 - ：平成25年度に政庁南門－石敷広場間、正殿－後殿間の再舗装を実施した。
- ・ 休憩施設・説明板の修復
 - ：政庁南門の南東側に設置してある稲井石敷き総合解説広場とベンチの修復、及び史跡・地区・遺

構説明板の修理・改訂を行う。

・公開活用、管理運営のための整備

：政庁地区の北端部に小規模な休憩案内施設を整備する。施設には、史跡全体を紹介する説明板・総合案内板を設置し、団体来訪者への対応や管理

運営に利用できる多目的広場を併設する。

：休憩案内施設と北殿を結ぶ専用園路を新設する。
(一部は平成26年度に実施済み)。

・植栽・修景

：政庁跡北東部及び西辺外側において間伐等を平

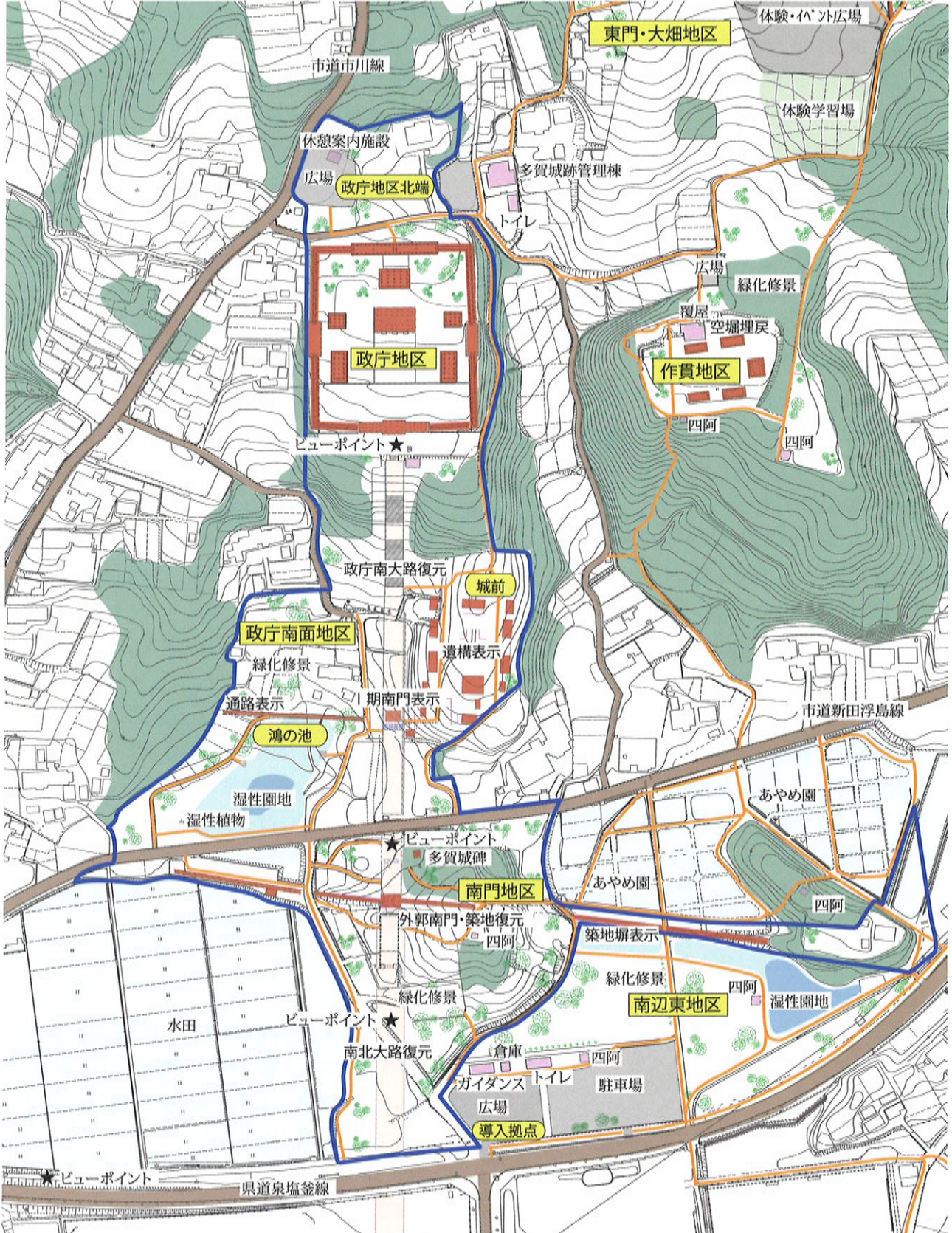


図50 S重点遺構保存活用地区 整備基本計画図

成 25 年度までに実施した。

：休憩案内施設周辺を植栽修景するとともに、政庁跡の東西、地区の北側境界にある既存緑地を史跡景観の一部として維持し、間伐・枝払い等の管理と修景を行う。

・ビューポイントの設定

：政庁南門跡を、南側の整備地及び平野部を眺望できるビューポイントと位置付け、説明板等を設置する。

<政庁南面地区>

・政庁南大路の修復・復元

：既復元部分の舗装を修復するとともに、南側延長部の復元を行い、これを S 重点遺構保存活用地区における中軸の動線と位置付ける。

：路幅は約 13m、舗装は土系舗装とし、東肩には側溝、低地の西肩には石垣を復元する。

：玉川寺跡にある石碑群は、南大路にかかるため一部を移設せざるを得ないが、市川集落の歴史を物語るものとして保全し紹介していく。

・西側の東西通路の復元

：政庁南大路西側に第 I 期の材木堀跡に設けられた通路を復元し、園路として利用する。

・第 I 期南門跡の表示

：位置と規模を政庁南大路の路面上に表示する。

・城前官衙建物群・材木堀の表示

：政庁南大路東側の丘陵上に、規則的に配置された建物群を平面表示する。建物群は、痩せ尾根上に段差をもって建てられていたことが明らかとなっているため、表示は基本的にそれに従う。

：材木堀跡は立体的な表示を行う。

：中央部にある雷神碑は、住民・関係団体と協議の上付近に移設する。

：整備地への導入口は第 I 期南門跡の東脇、南東側、北側の 3ヶ所とし、それぞれに園路を設ける。また、南東側には市道新田浮島線に繋がる管理用道路を設置する。

・地形の修復

：政庁南大路の復元、城前官衙建物群の表示、南大路西側の整備にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに、過去の宅地・畑地造成によって改変された地形を修復する。

・連絡園路

：西側の低地沿いに、市道丸山線の代替道路となりうる連絡園路兼管理用道路を新設する。

・説明板等の新設・再設置

：政庁南大路・城前官衙建物群等、新たに復元・表示した遺構や、整備を実施した区域において、サイン計画に基づき説明板・標識・誘導標識などを新設・再設置し、来訪者の見学の便宜を図る。

・西側の湿性園地整備

：西側の低地にある通称鴻の池地区は、南辺築地堀の構築によって沢の出口がふさがれ、政庁地区や政庁南面地区からの雨水も排水されていたため、しばしば水が溜まり遊水池としての機能を果たしていたと考えられる。しかし、この場が水つきの湿地であったのか、常に水をたたえたある程度の水深をもつ沼であったのか、あるいは整備された園地であったのかについては明確な証拠が得られていない。したがって、今後の追加調査・研究が必要であるが、現段階では中央部付近に滞水する湿地を再現するとともに、周囲を湿性植物で修景し湿地環境を表現する計画とする。また、ここを周遊できる園路を設置する。今後の調査によりこの場の性格が明確となったならば、それを反映するよう計画の見直しも検討する。

・植栽・修景

：地区の東側と西側の境界を中心に植栽を行い、整備によって作り出す歴史的景観と周囲の生活文化構成要素（民家・墓地）とを区切る。また、政庁南大路の両側にある既存緑地は、史跡景観の一部として間伐・枝払い等の積極的な管理を行う。
：市道丸山線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。

<南門地区>

・南門の復元

：S 重点遺構保存活用地区における歴史的景観の中心的存在として復元する。構造等の具体的復元計画は、有識者による検討を経て別に多賀城市によって示されることとなる。

：南門および多賀城碑と市道新田浮島線の現交差点付近を繋ぐ園路兼管理用道路を設置し、いずれも車イスでの通行も可能となるよう検討する。

- ・築地塀の復元・顕在化

- ：南門に取り付く部分は復元展示とし、より東側では盛土整形等により顕在化させる。

- ：西側の南辺西地区における植樹による既表示部分は現状維持とする。

- ・政庁南大路の復元

- ：南門と市道新田浮島線間に、政庁南面地区からの延長として南大路を表現する。ただし、北側の市道新田浮島線は当分の間は現状のまま使用せざるを得ない状況である。将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、地形修復とともに連続性を確保することとする。

- ：多賀城碑の西側では、盛土による道路復元の範囲に留意する等、「おくのほそ道の風景地 壺碑」の名勝景観との調和を図る。

- ・南北大路の復元

- ：南門から県道泉塩釜線までの復元を目指す。

- ：路幅は発掘調査成果に基づき18mとする。路面は土系舗装とし、側溝も表現する。

- ：南北大路の連続性確保については、市道水入線の代替道路の確保が可能となった時点で、県道泉塩釜線と市道新田浮島線を繋ぐ園路を兼ねた管理用道路を整備した上で実施する。

- ・地形の修復

- ：南門・築地塀・南北大路の復元にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに地形を修復する。また、他の丘陵斜面における過去の宅地造成地も盛土による修復に努める。

- ・トイレ等の撤去

- ：西側斜面では、地形修復にあわせて既設のトイレ・駐車広場を撤去し、地形模型は移設する。

- ：トイレ脇のスギ林は伐採する。

- ・導入拠点の整備

- ：多賀城跡への主要な導入口となる南門地区南端から東側の湿地環境保全地区（南辺東地区）において、来訪者の便宜を図るための諸施設を集中的に整備する。

- ：ガイダンス施設を南北大路からやや離れた丘陵下の低地に設置する。南門や南北大路からの眺望景観を妨げないためである。事前に発掘調査を行い重要な遺構が存在しない地点を選定する。史跡

景観と調和させるため高さ・意匠・色調に十分配慮したものとし、規模は必要最小限に留める。周囲には、樹木のほか万葉植物等の花卉を植栽し、来訪者の目を楽しませるよう配慮する。

- ：ガイダンス施設の前面に、見学者の集合や団体への説明等、多目的に利用できる広場を設ける。

- ：ガイダンス施設に隣接した場所にトイレを設置する。

- ：ガイダンス施設の東に隣接する場所に駐車場を設置し、車イス利用者の乗降スペースも設ける。施設の周辺を植栽修景し、南北大路等のビューポイントからの眺望を阻害しないよう配慮する。予定地は保存管理地区区分の湿地環境保全地区にあたるため、設置にあたっては広場とともに雨水の透水性に十分配慮した舗装方法を採用する。また、事前に遺構の有無を確認し、その保護に努める。駐車場の運用にあたっては、史跡への来訪者専用であることを明示する。

- ・説明板等の新設・再設置

- ：南門や築地塀・導入拠点等において、サイン計画に基づき説明板・標識・誘導標識などを新設あるいは再設置し、来訪者の見学の便宜を図る。

- ・名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の景観保全・修景

- ：南門・築地塀・政庁南大路復元に直接影響を及ぼす部分以外では、既存樹木や露出した巨石、石垣等を現状維持するとともに、適切な修景を行う。また、復元に伴う盛土を最小限に抑え、覆屋と樹木・地形・石碑等が形成している一帯の景観保全を図る。

- ・植栽・修景

- ：市道水入線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。

- ：多賀城碑周辺のほか、地区の丘陵頂部周辺にある既存林は現状維持を基本とし、史跡景観の一部として枝払い・下草刈りなど積極的な管理を行う。

- ：未調査地あるいは遺構整備地周辺のオープンスペースには、緑化修景計画に基づき適切な植栽を行う。ただし、植栽が表示・復元した遺構を遮蔽しないよう留意する。

- ・ビューポイントの設定

：南北大路と南門の北側にビューポイントを設ける。それぞれを、復元された南門・築地塀を見上げる場所、政庁・南大路・城前官衙建物群・鴻の池湿性園地を眺望する場所として、これらを解説する説明板等を設置する。

<南辺東地区>

・築地塀の顕在化

：外郭南辺東側の築地塀跡を、盛土によって整形し顕在化させる。これにより、指定地の南側を走る県道泉塩釜線や東北本線、国府多賀城駅・東北歴史博物館からの連絡園路を移動する際にも多賀城跡の広大さを見ることができることとなる。

<館前地区>

・国司館建物群の表示

：国司館と考えられる第Ⅲ期の建物群を表示する。

・説明板等の設置

：国府多賀城駅からの来訪者に供するものとして、史跡全体を紹介する総合案内板、説明板、誘導標識等を設置する。

・連絡園路の設置

：国府多賀城駅・館前地区・中央公園・南辺東地区を繋ぐ園路を整備する。

・整備地及び周辺の植栽・修景

b. A I 遺構等保存活用地区

A I 遺構等保存活用地区の作貫地区では、実務官衙建物群が政庁に向く「コの字」型の配置となる第Ⅲ期を表示時期としてきた。東門・大畑地区では、東辺築地塀が平安時代に西側（内側）に移動している。奈良時代では実務官衙建物が築地塀跡に沿って確認され、平安時代では地区の北西部を中心に整然と配置された建物群が確認されている。このため、これまでの整備における遺構表示時期は、地区内を南北に走る農道、すなわち平安時代の築地塀跡より東側を奈良時代の第Ⅱ期に、西側を平安時代の第Ⅲ期としてきた。いずれの地区においても、これらの時期の建物群が実務官衙域の特徴を良く示していることから、今後の整備にあたっては表示する時期は従来の方針を引き継ぐこととする。

<作貫地区>

・中世空堀の埋め戻し

：露出展示してきた空堀の遺構表面を養生した上

で埋め戻し、覆屋は休憩施設等としての再生を図る。また、空堀の存在を紹介する説明板等を改めて設置する。

・連絡園路の改修

：管理用車両の通行が可能となるよう改修を行う。

・説明板等の修理

：劣化が進行した説明板等を修理し、西側のスギ林中のものは設置意義を再検討した上で改修等を検討する。

・既存林の修景

：北側入口から東側にかけては、樹木の成長により閉鎖的な雰囲気があるため、間伐や除伐によって来訪者が快適に散策できるよう修景する。

<東門・大畑地区>

・東辺^{やぐら}櫓跡の表示

：既表示の第Ⅱ期東門の南約 150 m で新たに確認された同期の櫓跡を表現する。

・奈良時代東辺築地塀跡の顕在化

：既整備の植樹による立体的表示を周囲の修景によってより顕在化させる。

・平安時代東辺築地塀跡の顕在化

：畑地の公有化が進展し農道の必要性がなくなった時点で道路を閉鎖し、築地塀跡の保護と立体的表示を行う。表現手法は東側の奈良時代の築地塀跡と区別できるよう工夫する。これらにより、実務官衙が外郭区画施設の内部に設けられるという、多賀城跡の^{じょうさく}城柵としての特性を示していく。なお、南側の林地内（東辺地区）に続く築地塀跡では、樹木の間伐等によって顕在化させることを将来計画とする。

・平安時代官衙建物群の表示

：官衙北門等の表示の修復を行うとともに、実務官衙建物群や兵士が居住した竪穴住居跡等を追加表示する。

・官衙内道路の復元

：官衙北門から南に延びる道路の延長部を追加復元する。

・遺構表示区域の造成

：建物群・官衙内道路の追加表示区域においては、遺構保護のための盛土造成をあらかじめ行う。

・園路の設置

：平安時代の建物表示区域に遊歩園路を設置する。
 ：東門・大畑地区から政庁地区に繋がる既存の生活道路を整備して連絡園路と兼用とする。また、六月坂地区に向かっては、将来的な六月坂地区の再整備にあわせ、市道市川線の北側に接して連絡園路を新設する。同様に、東辺地区の林地内では、将来的な築地塀跡の顕在化にあわせてこれに沿っ

た連絡園路を設け、大畑地区・作貫地区・南辺東地区と連結する。

・説明板等の設置と修理

：市道市川線からの入口には、特別史跡への東からの導入口にふさわしい総合案内板等の公開活用施設を設置する。

：新たに整備する遺構等の説明板を適所に設置す

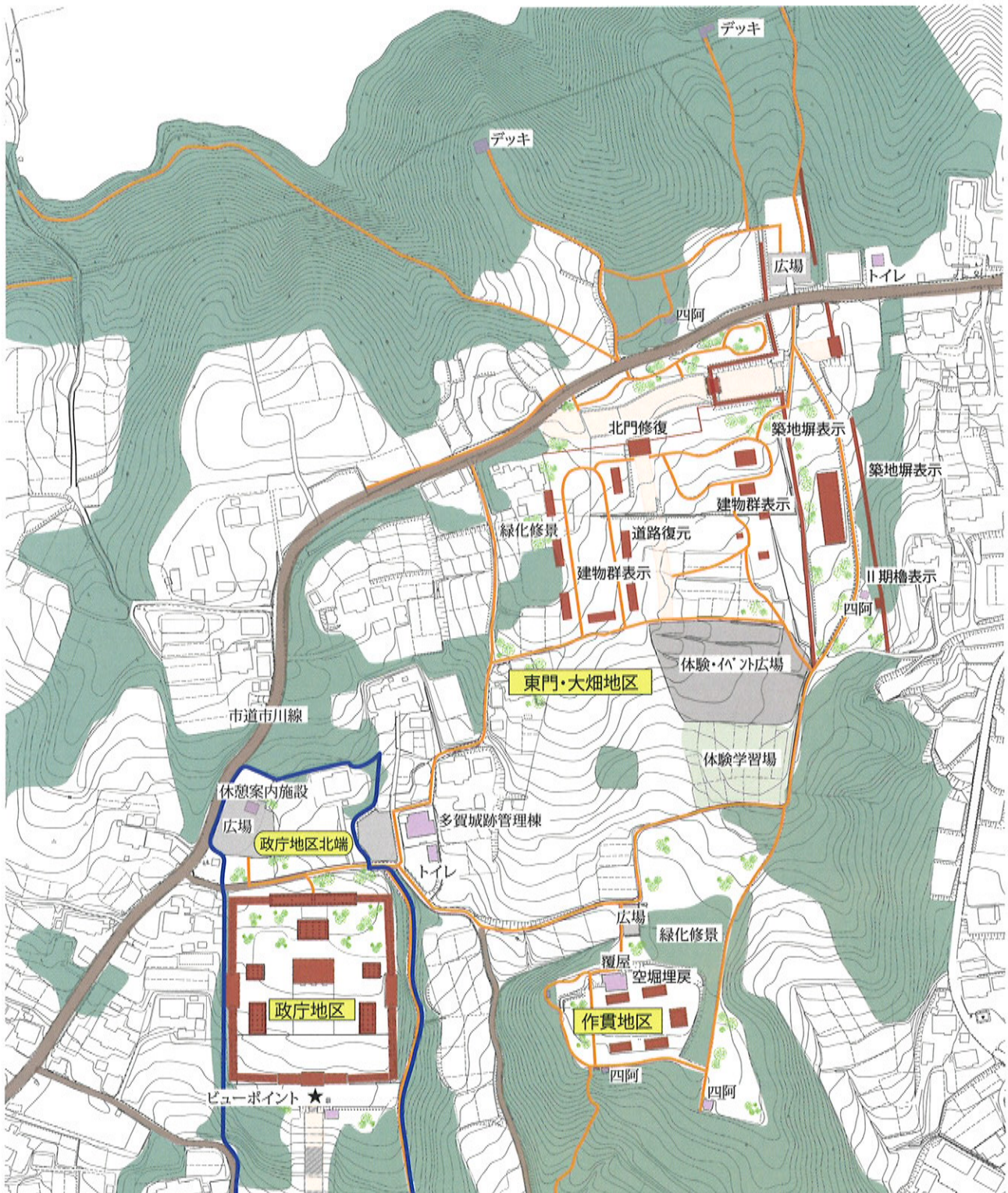


図 51 AI 遺構等保存活用地区 整備基本計画図 (東門・大畑地区、作貫地区)

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか
S重点遺構保存活用地区	政庁地区	正殿・政庁南門修復		政庁南門 —石敷広場	説明板修理	ビューポイントの設定
		脇殿・楼・後殿・北殿追加表示		正殿—後殿 北殿—休憩案内施設		北東部と西辺外側の既存林修景
		南門前殿盛土撤去（要検討）	南側平坦面再整形			
		築地塀修復				
					休憩案内施設・広場	施設周辺への植栽
	政庁南面地区	南大路修復・復元	地形修復	南門—政庁南面		無電柱化・石碑移設 東側林地の修景
		西側通路復元	通路北側地形修復			西・北側への植栽
		第1期南門位置表示		南大路—城前	説明板・標識等	
		城前官衙建物群・材木塀表示	地形修復	城前—政庁 城前—市道 新田浮島線		東・南側への植栽
				鴻の池散策路		鴻の池湿性園地整備・周辺の植栽
	南門地区	南門復元	地形修復	南門—市道 新田浮島線	説明板・標識等	名勝「壺碑」の景観保全・修景 ビューポイントの設定
		築地塀復元・顕在化				
		南大路復元		多賀城碑—市道 新田浮島線		
		南北大路復元		大路南端—市道 新田浮島線		ビューポイントの設定 無電柱化
						既設トイレ・駐車場 ・地形模型撤去
				<導入拠点> ガイダンス施設 広場・駐車場・トイレ	施設周辺への植栽	
南辺東地区	築地塀顕在化					
館前地区	国司館建物群表示		国府多賀城駅—館前—中央公園—南辺東	説明板・標識等	周囲への植栽・修景	

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか
A1遺構等保存活用地区	作貫地区	中世空堀の埋戻し		園路改修	覆屋再利用 説明板修理	既存林修景
	東門・大畑地区	東辺橋跡表示		東門・大畑—政庁—六月坂	説明板・標識等	大畑地区植栽
		東辺築地塀顕在化				
		官衙建物群・北門等修復・表示	遺構表示区域造成			
		官衙内道路復元				
				体験学習場 イベント広場		

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか
湿地環境保全地区	南辺東地区		築地塀跡 南側盛土除去	東南隅—あやめ園—湿性園地—駐車場	説明板・標識等 四阿・倉庫	オープンスペース植栽 湿性園地整備

表8 整備実施計画 事業内容

るとともに、既存の説明板は劣化が見られるものから順次修理を行う。

・体験学習場・イベント広場の設置

：南半部の旧畑地においては、歴史的食文化体験学習場としての活用を継続する。その隣接地においては、広大な開地の環境保全に努め、歴史的な体験イベントのほか、様々なイベントが開催できる広場としても活用する。

・植栽修景

：遺構表示区域及びオープンスペース、園路沿い等の適所に植栽を行い、緑陰の形成及び景観の向上を図る。

c. 湿地環境保全地区

<南辺東地区>

多賀城市中央公園整備計画の認可範囲は、県道泉塩釜線の北側で特別史跡と重複する地区と南側の特別史跡外の地区に跨がっている。北側の特別史跡内では、南辺東地区において多賀城跡あやめ園が運営され、南側の史跡外にはスポーツ施設が供用されている。また、県道泉塩釜線と東北本線の間では南北大路の表示が実施され、城南住宅地から特別史跡への景観的な緩衝帯の役割を果たしている。

現在、築地塀跡の南側における整備が予定されている。協議の結果、この地区の整備は本計画による整備方針に基づいて実施されることで合意が形成され、西側は導入拠点の一部として位置付け、駐車場等が設置されることとなる。これら以外の整備としては以下のものが計画されている。

・盛土の除去

：南辺築地塀跡の南側において、かつての宅地造成による盛土を除去し、築地塀跡の顕在化に役立てる。

・園路の整備

：地区の南東隅からの導入口と湿性園地・あやめ園及び駐車場を繋ぐ園路を設置する。また、これを館前地区の導入口から中央公園南側を經由して区域内に入る連絡園路と連結する。

・四阿の設置

：湿性園地の隣接地及び園路脇のオープンスペースに休憩用として設置する。

・管理用倉庫の設置

：旧宅地内に残された板倉を移転し、管理用倉庫として利用する。

・湿性園地の整備

：区域の東側に鴻の池地区と同様な湿地を再現する。周囲には湿性植物を植栽する。

・植栽・修景

：湿性園地の周辺及びその他のオープンスペースでは、リクリエーションやイベント開催等の公園的利用が可能となるよう緑陰形成のための植栽を行う。

：植栽にあたっては、史跡外から築地塀跡が視認できるよう樹種や配置に配慮する。

② 事業の分担

本計画期間中の時限的措置として、多賀城市は南門復元ほかの整備事業を分担する。地区ごとの分担を以下のとおりとする。

<宮城県>

：政庁地区、政庁南面地区

：作貫地区、東門・大畑地区

<多賀城市>

：南門地区、南辺東地区

館前地区、政庁地区北端部

整備後の維持管理・補修等については、前述の通り覚書に基づき多賀城市と宮城県が協力して実施していくこととする。

公開・活用事業については、本章（5）に示した方針に基づき、多賀城市を中心として、宮城県文化財保護課、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所が協力して実施していくこととする。

③ 実施スケジュール

本計画期間においては、第3次保存管理計画及び本章で示した整備方針に基づき、S重点遺構保存活用地区の総合的整備を優先して集中的に実施し、多賀城創建1300年となる平成36年度に、中軸部である政庁地区から南門地区の公開開始をめざす。次いで、A1遺構等保存活用地区を対象として整備を進める。実施計画スケジュール(案)を表9に示した。

また、多賀城市中央公園整備事業も本計画期間に実施されることとなる。

年度(平成)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
宮城県	第5次10ヶ年計画					第6次10ヶ年計画									
	第10次5ヶ年計画					第11次5ヶ年計画					第12次5ヶ年計画				
	政庁南面地区再整備 地形測量		政庁南面地区 実施設計・基盤整備			城前地区 建物群表示		政庁南 大路復 元表示	鴻の池 地区 整備	作貫地区 整備		東門・大畑地区 整備			
多賀城市	南門地区 南門等復元 実施設計		南門地区 南門・築地崩復元ほか周辺整備 ガイダンス施設設置												
	南辺東地区整備					館前地区・政庁地区北端部整備									
参考	特別史跡 指定50年 三陸道 多賀城I.C. 供用開始		多賀城研 究所開所 50周年 東北歴史 博物館開 館20周年		多賀城市 市制施行 50周年		史跡指定 100周年		多賀城創建 1300年 東北歴史 博物館開館 25周年						

表9 整備実施計画スケジュール(案)

(7) 将来計画

A II 遺構等保存活用地区にある六月坂地区、北辺地区ほかの既整備地の再整備あるいは追加整備については、本計画期間が終了するまでの間に改めて基本計画を策定し、将来的に実施していくこととする。ただし、既整備地の修理に緊急性が高まった場合には、適宜これを行うこととする。具体的な整備内容は、今後の発掘調査の成果によってさらに検討していくこととなる。

また、本章(4)で述べたとおり、西門・五万崎地区、西辺地区、北辺地区は、多賀城跡の構成要素として重要な門・外郭施設等が存在するばかりでなく、整備がもたらす視覚的効果の面からも重要な意味を持つと考えられるため、発掘調査第10次5ヶ年計画で予定している成果に基づき、将来的な整備をめざすこととする。

(8) 事業推進のための取り組み

① 実施体制

a. 協議・調整機関

今後のS重点遺構保存活用地区を中心とした整備は、宮城県および多賀城市が分担して実施することとなるため、本整備計画で示した方針に基づき十分な調整と協議を行いつつ進める必要がある。そのための協議・調整機関を、宮城県教育庁文化財保護課、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館及び多賀城市教育委員会文化財課で組織する「多賀城跡連

絡協議会」とする。

b. 指導機関

整備事業を進めるにあたっては、文化庁とともに、宮城県教育委員会が設置した多賀城跡調査研究委員会の指導・助言を得ることとする。ただし、南門復元ほか周辺整備の具体的な計画に関しては、多賀城市教育委員会が多賀城南門等復元整備検討委員会議の指導・助言を得ることとしている。

② 関係機関との連携と調整

S重点遺構保存活用地区等の整備実施においては、道路の移設あるいは廃止、連絡園路の設定、雨水の排水処理等に関して、多賀城市の関連部局と連携し調整を行っていく必要がある。また、電柱・電線の移設に関しては、設置者との協議を行いその機能を確保しながら整備を進めていく必要がある。

③ 地域・県民と一体となった整備の推進

地域住民及び市民・県民に向けて、整備の全体構想と方向性、今後重点的に実施する事業の計画を説明する機会を積極的に設け、多賀城跡に対する関心を高めてもらうとともに、整備に対する理解と協力を得ていく。また、この中で住民・県民が整備事業や日常的な維持事業、さらには史跡を利用した様々な活動に参画できる方法を共同して探っていく。

④ 整備事業の情報公開と安全確保

従来行っている多賀城跡の紹介に加え、今後の整備の方向性と完成予想を、ホームページやリーフレット等を利用して積極的に公開し、多賀城跡の認知度をさらに高めていく。特に南門復元等の大規模

な事業の実施にあたっては、現地で復元工事の進行状況を公開する方法も探る。

整備事業が長期化するため、工事期間中に見学可能な地区への動線を暫定的に設定するなど、来訪者への便宜を図ることが必要である。また、整備工事が大規模となる場合には、周辺での安全確保を充分に図ることも重要である。

(9) 今後の課題

本計画で示した整備を進めていくにあたっては、多賀城跡全体にわたって策定すべき具体計画が残されている。これらは、本章(5)「遺跡の保存活用に関する整備方針」でも述べており、重複することとなるが今後の課題としてまとめて記すこととする。

① サイン計画

案内板・案内標識・誘導標識・説明板等の各種サインを効果的に機能させるため、動線計画と連動させて史跡全体のサイン計画を作成する。表示した遺構・遺跡構成要素・城内の景観及び生活文化構成要素をより良く理解してもらえるよう、配置・内容・表現方法を検討する。また、サインの種類ごとにデザインコードを定め、統一的で好印象をもたらすものをめざす。この際には、多賀城市が実施する歴史的風致維持向上計画における重点区域及び「歴史の道」におけるサイン計画とも連携し、史跡の周辺を含めて検討していくものとする。

② 緑化修景計画

整備地を中心とした全体的な緑化修景計画が必要である。どの場所に植栽を行うべきか、植栽にどのような役割をもたせるのか、それにふさわしい植物種は何か、既存緑地はどう修景すべきか等について、歴史的景観・ビューポイントほかからの眺望・公園的利用等の観点から検討し、地区を繋いだ全体的な計画を作成する。

付 章

(1) 宮城県多賀城調査研究委員会委員名簿

氏 名	現 職	専門分野	計画策定に係る任期等
阿子島 香	東北大学大学院 教授	考古学	平成27年4月1日～平成29年3月31日
粟野 隆	東京農業大学 助教	造園学	平成27年4月1日～平成29年3月31日
飯淵 康一	宮城学院女子大学 特任教授	建築史学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日 (副委員長)
小野 健吉	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長	庭園史学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日
熊谷 公男	東北学院大学 教授	古代史学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日
櫻井 一弥	東北学院大学 准教授	建築デザイン学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日
佐藤 信	東京大学大学院 教授	古代史学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 (副委員長) 平成27年4月1日～平成29年3月31日 (委員長)
進士五十八	東京農業大学 名誉教授	造園学	平成25年4月1日～平成27年3月31日
鈴木 三男	東北大学大学院 名誉教授	植物学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日
須藤 隆	東北大学大学院 名誉教授	考古学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 (委員長)
古瀬奈津子	お茶の水女子大学大学院 教授	古代史学	平成27年4月1日～平成29年3月31日
松村 恵司	独立行政法人国立文化財機構理事 奈良文化財研究所長	考古学	平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日

指導・助言

文化庁文化財部記念物課	主任文化財調査官 (史跡部門)	佐藤正知
	文化財調査官 (整備部門)	内田和伸 (～平成 26 年度)
	文化財調査官 (整備部門)	五島昌也・中井将胤 (平成 27 年度)

(2) 多賀城跡連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀城跡連絡協議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 宮城県及び多賀城市間の緊密な連絡調整を図り、もって特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な保存、整備、活用の推進に資するため、多賀城跡連絡協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、宮城県教育庁文化財保護課、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館及び多賀城市教育委員会文化財課で組織する。

2 協議する内容により必要に応じ、その他の関係機関の職員及び専門家等が構成員として参加することができる。

(会議)

第4条 協議会の定期会議は、年3回多賀城市教育委員会教育長が招集する。

2 その他第3条に掲げる関係機関の要請により、必要に応じ開催することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、多賀城市教育委員会文化財課において処理する。

2 第3条に掲げる関係機関に幹事各1名を置き、協議会の円滑な運営のため事前の連絡調整を図るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成2年3月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 整備基本計画策定に係る会議・協議等の開催状況

平成23年10月20日 多賀城跡調査研究委員会

平成25年10月31日 多賀城跡調査研究委員会

平成26年4月30日 県文化財保護課との打合せ

平成26年5月1日 多賀城市教育委員会文化財課との調整

7月2日 多賀城市教育委員会文化財課・多賀城市復興建設課との協議

8月22日 多賀城跡連絡協議会

8月28日 文化庁記念物課からの指導

9月9日 多賀城市教育委員会文化財課との協議

9月～10月 多賀城跡調査研究委員会委員への個別説明

10月2日 多賀城市南門等復元整備検討委員会議への報告

10月23日 多賀城市教育委員会文化財課との協議

10月30日 多賀城跡調査研究委員会

平成27年1月～2月 県文化財保護課・多賀城市教育委員会文化財課との案調整

2月～4月 多賀城跡調査研究委員会委員からの文書による案修正

3月26日 多賀城市教育委員会文化財課・多賀城市復興建設課との協議

4月8日 多賀城市教育委員会文化財課との協議

5月15日 多賀城跡連絡協議会

6月12日 多賀城跡連絡協議会

6月30日 文化庁記念物課による指導

7月28日 多賀城跡連絡協議会

7月31日 多賀城市復興建設課との協議

9月7日 多賀城市復興建設課との協議

10月16日 多賀城跡連絡協議会

10月22日 多賀城跡調査研究委員会

11月4日 多賀城市都市計画課との協議

11月6日 文化庁記念物課による指導

平成28年1月14日 多賀城跡連絡協議会

2月3日 多賀城市教育委員会文化財課との協議

参考文献

●各種計画書

- 宮城県 2007年『宮城の将来ビジョン 2007-2016』
 宮城県・宮城県教育委員会 2010年『宮城県教育振興基本計画』
 宮城県 2011年『宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ～』
 多賀城市・多賀城市教育委員会 1976年『特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画』
 多賀城市・多賀城市教育委員会 1988年『特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画』
 多賀城市教育委員会・財団法人文化財建造物保存技術協会 1993年『特別史跡 多賀城跡建物復元工事基本設計書』
 多賀城市・多賀城市教育委員会 1997年『特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書』
 多賀城市・多賀城市教育委員会 2011年『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』
 多賀城市 1996年『史都・多賀城 緑の基本計画 現況調査報告書』
 多賀城市 2011年『第5次多賀城市総合計画 平成23年度～平成32年度』
 多賀城市 2011年『多賀城市震災復興計画～支え合い 笑顔あふれる未来を目指して つながろう！多賀城』
 多賀城市 2011年『多賀城市歴史的風致維持向上計画』
 多賀城市 2015年『多賀城市景観計画』

●調査報告・論文等

- 宮城県教育委員会・多賀城町 1970年『多賀城跡調査報告Ⅰ－多賀城廃寺跡－』
 宮城県多賀城跡調査研究所 1970～2015年『宮城県多賀城跡調査研究所年報 多賀城跡』
 宮城県多賀城跡調査研究所 1980年『多賀城跡 政庁跡 本文編・図録編』
 宮城県多賀城跡調査研究所 2010年『多賀城跡 政庁跡 補遺編』
 安倍辰夫・平川 南編 1999年『多賀城碑 その謎を解く [増補版]』(雄山閣出版)
 多賀城市教育委員会 1980～2015年『多賀城市文化財報告書』
 多賀城市 1998年『史都の木々たち～松島湾周辺里山の樹木誌～』
 進藤秋輝編 2010年「特集 多賀城発掘50年」『考古学ジャーナル』No.604 (ニューサイエンス社)
 安田喜憲 1973年「宮城県多賀城跡の泥炭の花粉学的研究—特に古代人による森林破壊について—」『第四紀研究』12-2
 安田喜憲 1980年「宮城県多賀城跡の泥土の花粉分析Ⅱ」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1979』
 守田益宗 1992年「多賀城跡第61次調査(鴻の池地区)の花粉分析」『多賀城跡調査研究所年報 1991』
 吉田明弘・鈴木三男 2013年「宮城県多賀城跡の高精度植生復元からみた古代の森林伐採と地形形成への影響」『季刊地理学』64-4
 古川雅清 1990年「整備計画と覆屋建設—多賀城跡作貫地区を中心として—」『月刊文化財』318
 古川雅清 1991年「古代城柵官衙遺跡の整備と活用」『月刊文化財』
 古川雅清 1993年「多賀城跡の保存と再生」『宮城の文化財』92 (宮城県文化財保護協会)
 古川雅清 2005年「東北地方の城柵遺跡—整備活用の現状と課題」『日本遺跡学会会報』4
 白崎恵介 2005年「多賀城跡附寺跡 長期計画に基づく古代城柵の再生」『史跡等整備のてびきⅣ 事例編』(同成社)
 白崎恵介 2015年「宮城県における史跡整備の展望」『40年のあゆみ 宮城県史跡整備市町村協議会設立40周年記念誌』
 関口重樹 2010年「多賀城跡の環境整備」『考古学ジャーナル』NO.604 (ニューサイエンス社)
 藤塚知明 1783(天明3)年『坪碑史證考』
 舟山万年 1822(文政5)年『塩松勝譜』
 菊地蔵之助・菊地甚助 1889『多賀城古址の図』
 吉田東伍 1900年『大日本地名辞書 第7巻奥羽』

●市史・図録・概説

- 多賀城市史編纂委員会編 1984～1997年『多賀城市史 第1巻～第7巻』
 東北歴史博物館 1999年『東北歴史博物館展示案内』
 東北歴史博物館 2010年『特別史跡多賀城跡調査50周年記念特別展 多賀城・大宰府と古代の都』
 宮城県多賀城跡調査研究所 2010年『多賀城跡—発掘のあゆみ2010—』
 桑原滋郎 1984年『多賀城跡』(日本の美術2 至文堂)
 石松好雄・桑原滋郎 1985年『大宰府と多賀城』(古代日本を発掘する4 岩波書店)
 青木和夫・岡田茂弘編 2006年『古代を考える 多賀城と古代東北』(古川弘文館)
 高倉敏明 2009年『多賀城跡 古代国家の東北支配の要衝』(日本の遺跡30 同成社)
 進藤秋輝 2010年『古代東北統治の拠点 多賀城』(シリーズ遺跡を学ぶ66 新泉社)
 進藤秋輝編 2010年『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』(高志書院)

●その他

- 文化庁文化財部記念物課監修 2005年『史跡等整備のてびき—保存と活用のために』(同成社)

特別史跡

たがじょうあとつたりでらあと

多賀城跡附寺跡整備基本計画

平成 28 年 3 月 25 日発行

発 行 宮城県教育委員会

編 集 宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目 22-1

T E L (022) 368-0102

F A X (022) 368-0104

印刷所 株式会社ビー・プロ
